

## 令和7年度事業報告

### 概要

一般財団法人大学・短期大学基準協会は、第4評価期間初年度の令和7年度短期大学認証評価を1短期大学について実施し、評価の結果、短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。

このほか認証評価事業については、評価に係る各種マニュアル等の点検・改善を図るとともに、令和8年度大学認証評価実施に向けて、大学評価基準等についての理解を深めるために、8月に大学認証評価説明会を全ての大学関係者を対象にオンラインにより開催しました。また、同月、令和8年度短期大学認証評価ALO（認証評価連絡調整責任者）対象説明会を申込短期大学のALO、関係者及び評価申込短期大学以外の会員校の関係者等を対象にオンラインにより開催しました。

自己点検・評価委員会において文部科学省令に基づく自己点検・評価を実施し、その結果を9月の理事会で審議の上、自己点検・評価報告書として文部科学省に提出するとともにウェブサイトに掲載しました。

短期大学に関わる高等教育の調査研究では、短期大学の自己点検・評価活動や内部質保証に資するため、「短期大学卒業生調査」を参加申込みのあった27校に実施し、調査結果を10月に公表しました。また、「短期大学生調査（Tandaiseichosa）」を参加申込みのあった58校に実施し、調査結果を令和8年3月に公表しました。

本協会は会員制をとっており、令和7年度末現在の会員は大学18校、短期大学212校となっています。

令和7年度の事業の内容は次のとおりです。

### ◇事業内容

#### 1. 認証評価機関としての認証評価の実施

##### (1) 令和7年度大学認証評価の実施

第4評価期間の初年度となる令和7年度大学認証評価については、前年度の令和6年6月に全ての私立大学の理事長・学長及び全ての公立大学の設置者・学長へ評価申込み案内を送付しましたが、申込みはありませんでした。

令和7年度からの第4評価期間の大学認証評価を実施するに当たり、大学評価基準等についての理解を一層深めるため、令和6年8月に全国公私立大学を対象に「第4評価期間大学認証評価に関する説明会」を開催し、法令の改正等に伴う第3評価期間からの変更点等を含む本協会の認証評価、実施体制及び実施方法等の説明を行いました。

## (2) 令和7年度短期大学認証評価の実施

令和7年度短期大学認証評価については、前年度の令和6年6月に全ての私立短期大学の理事長・学長及び全ての公立短期大学の設置者・学長へ評価申込み案内を送付した結果、1校から評価の申込みがありました。

令和7年度からの第4評価期間の短期大学認証評価を実施するに当たり、短期大学評価基準等についての理解を一層深めるため、令和6年8月に「第4評価期間短期大学認証評価に関するALO対象説明会」を開催し、法令の改正等に伴う第3評価期間からの変更点等を含む本協会の認証評価、実施体制及び実施方法等の説明を行いました。

短期大学認証評価委員会では、4名の評価員からなる「評価チーム」を編成しました。

評価チームは、評価校から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査を実施し、調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、短期大学認証評価委員会へ提出しました。

短期大学認証評価委員会では分科会を設け、11月に同分科会で審議を行い、機関別評価原案を作成し、12月の短期大学認証評価委員会で機関別評価案を作成し、理事会の審議を経て、評価校へ通知（内示）しました。

その後、3月の理事会において、機関別評価結果の最終決定を行い、令和7年度の評価校1校を適格と認定し、評価校へ通知し、公表しました。

### 評価校 1校

埼玉純真短期大学
----------

### 評価スケジュール

令和7年7月～8月	書面調査実施
9月4日～5日	訪問調査実施（2日間）
10月31日	評価チームから基準別評価票の提出（最終締切日）

### 審議スケジュール

令和7年11月14日	短期大学認証評価委員会分科会で審議（評価チーム責任者との意見交換等）
28日	短期大学認証評価委員会で審議（機関別評価原案の作成）
12月8日	短期大学認証評価委員会で審議（機関別評価案の作成）
12日	理事会で審議（機関別評価案の確定）
15日	評価校へ機関別評価案の内示
令和8年1月14日	異議・意見申立書の提出締切日（いずれの申立てもなし）
29日	短期大学認証評価委員会で審議
2月19日	短期大学認証評価委員会で審議
20日	理事会で評価結果の審議
3月9日	短期大学認証評価委員会で審議
13日	理事会で機関別評価結果の最終決定
16日	評価校へ評価結果の通知
23日	文部科学大臣へ短期大学認証評価結果の報告、公表

### 審議結果

内示	適格 1校
異議申立て	なし
意見申立て	なし
確定	適格 1校

### (3) 令和8年度大学認証評価の準備

令和8年度大学認証評価については、ウェブサイトにおいて募集案内を掲載するとともに、令和7年6月に全ての私立大学の理事長・学長及び全ての公立大学の設置者・学長へ令和8年度大学認証評価実施要領及び評価申込み案内を送付し、7月末に評価申込みを締め切り、9月18日の理事会において、私立大学の1校を評価校として決定しました。

#### 評価校 1校

高知学園大学

### (4) 令和8年度短期大学認証評価の準備

令和8年度短期大学認証評価については、ウェブサイトにおいて募集案内を掲載するとともに、令和7年6月に全ての私立短期大学の理事長・学長及び全ての公立大学の設置者・学長へ令和8年度短期大学認証評価実施要領及び評価申込み案内を送付し、7月末に評価申込みを締め切り、9月18日の理事会において、私立短期大学の26校を評価校として決定しました。

#### 評価校 26校

函館短期大学、佐野日本大学短期大学、国際学院埼玉短期大学、埼玉医科大学短期大学、聖徳大学短期大学部、千葉経済大学短期大学部、湘北短期大学、大垣女子短期大学、中部学院大学短期大学部、中日本自動車短期大学、大阪女学院短期大学、大阪成蹊短期大学、関西外国語大学短期大学部、関西女子短期大学、近畿大学短期大学部、鳥取短期大学、岡山短期大学、広島文化学園短期大学、山口芸術短期大学、香川短期大学、高知学園短期大学、香蘭女子短期大学、西九州大学短期大学部、長崎女子短期大学、別府大学短期大学部、宮崎学園短期大学

### (5) 令和7年度短期大学認証評価の評価員研修会及び評価チーム打合せについて

短期大学認証評価の実施に当たり、適正かつ公平な評価を行うため、「令和7年度短期大学認証評価 評価員研修会及び評価チーム打合せ」を開催しました。

#### 令和7年度短期大学認証評価 評価員研修会及び評価チーム打合せ

日時	令和7年7月10日(木) 14:00~16:00
開催形態	オンライン開催 (Zoom)

### (6) 令和8年度大学認証評価説明会について

大学認証評価の実施に当たり、本協会の大学認証評価及び自己点検・評価活動等に対する理解を深めるため、「令和8年度大学認証評価説明会」を開催しました。

#### 令和8年度大学認証評価説明会

日 時	令和7年8月22日（金）13:00～17:10
開催形態	オンライン開催（Zoom ウェビナー）
参加者数	88名（会員大学のALO・関係者、会員短期大学の併設大学の関係者等）
動画掲載	9月5日～（ウェブサイトに掲載）

#### （7）令和8年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会について

短期大学認証評価の実施に当たり、本協会の短期大学認証評価及び自己点検・評価活動等に対する理解を深めるため、「令和8年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会」を開催しました。

#### 令和8年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会

日 時	令和7年8月26日（火）13:00～17:10
開催形態	オンライン開催（Zoom ウェビナー）
参加者数	接続件数218件（申込短期大学のALO・関係者、評価申込校以外の会員校の関係者等）
動画掲載	9月5日～（ウェブサイトに掲載）

#### （8）その他認証評価に係る事業

令和7年度認証評価の評価員（短期大学認証評価評価員4名）に対して、その功績をたたえ、ご貢献の感謝の証として評価員認定証を交付しました。

## 2. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

調査研究委員会では、本協会の事業として実施している「短期大学卒業生調査」及び「短期大学生調査（Tandaiseichosa）」を、以下のスケジュールにより実施しました。

### ○「短期大学卒業生調査」

日 程	内 容 等
令和7年2月	会員短期大学に調査への参加を募集
5月	27校から参加申込み
6月上旬	参加校へ実施手引き等を送付
7月下旬～8月末日	調査実施（Web調査） 卒業生4,648名を対象に実施
9月下旬	参加校へ当該校のローデータ等を送付
10月下旬	全体集計結果報告書公表

○「短期大学生調査 (Tandaiseichosa)」

日 程	内 容 等
令和 7 年 6 月	会員短期大学に調査への参加を募集
7 月	58 校から参加申込み
8 月下旬	参加校へ調査票、実施手引き等を送付
9 月 1 日～12 月中旬	調査実施 (Web 調査) 短期大学生 15,316 名を対象に実施
令和 8 年 1 月下旬	参加校へ全体集計結果と当該校の個別集計結果、ローデータ等を送付
3 月	全体集計結果報告書公表

※ このほか、調査研究委員会では、「短期大学における学習成果の獲得状況の可視化手法等に関する研究」を継続して実施しました。

### 3. 大学・短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) 認証評価結果報告書 (CD) の刊行

「令和 7 年度短期大学認証評価結果報告書 (CD-R)」を各会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

(2) ニュースレターの発刊

広報委員会では、会報「NEWS LETTER」第 102 号を 6 月に、第 103 号を 10 月に、第 104 号を令和 8 年 3 月に発刊 (ウェブサイト掲載) しました。会員校には、その都度メールでお知らせしました。

(3) 「短期大学学生に関する調査研究－2025 年調査全体集計結果報告」及び「短期大学卒業生に関する調査研究－2025 年調査全体集計結果報告」をウェブサイトに掲載しました。

### 4. その他目的を達成するために必要な事業

(1) 本協会の自己点検・評価

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第二条第四号に基づき、自己点検・評価委員会において、本協会の評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について点検及び評価を行い、自己点検・評価報告書案を 8 月に取りまとめ、9 月 18 日の理事会で審議・承認の上、文部科学省に提出しました。11 月 20 日には中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会による報告書の内容に関するヒアリングが行われ、本協会から原田博史理事長、中野正明自己点検・評価委員会委員長、川並弘純大学認証評価委員会委員長ほかが出席して、意見交換が行われました。翌 12 月に同審査委員会から、本協会の優れている点、期待する点などについてコメントが出されました。

なお、自己点検・評価報告書及び審査委員会のコメントはウェブサイトに掲載しました。

## (2) 委員会委員の選任

令和8年3月31日で本協会の全ての委員会（自己点検・評価委員会、大学認証評価委員会、短期大学認証評価委員会、認証評価審査委員会、地域総合科学科適格認定評価委員会、調査研究委員会、広報委員会）の委員の任期が満了となるため、令和8年2月及び3月の理事会において、各委員会から推薦のあった次期委員候補者案が承認され、理事長から委員長が指名されました。

## (3) 認証評価機関連絡協議会

認証評価機関15機関で組織する認証評価機関連絡協議会（第33回）が令和7年9月5日にオンライン開催され、特定非営利活動法人職業教育評価機構の新規加入についての報告、令和8年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修の実施、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組の推進について、報告・意見交換が行われました。また、文部科学省の担当官から、中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会の「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」が8月にまとめた「ここまでの議論の整理」についての説明と意見交換が行われました。

令和8年3月16日に開催された同協議会（第34回）では、文部科学省の担当官から、上記ワーキンググループにおける新たな評価制度の検討状況についての説明と意見交換が行われました。また、令和8年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組の推進及び認証評価結果（概況）資料の構成等の見直しについて審議・了承されました。

## (4) 認証評価制度に関する連絡会

機関別認証評価事業を実施している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構、一般財団法人大学教育質保証・評価センターと本協会の5機関で、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題などについて情報交換を行いました。また、毎回文部科学省担当官から高等教育の現状と課題についての報告を受けています。令和7年度は、5月、9月及び令和8年1月の3回の開催がありました。

## (5) 高等教育質保証学会

高等教育質保証学会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、一般財団法人大学教育質保証・評価センターと本協会の6機関が2年ごとに交替で事務局となり運営しています。令和7年8月30日、31日に第14回大会が「社会からの信頼を高めるための高等教育の質保証」をメインテーマとし、山口県立大学（山口県山口市）を会場に開催されました。二日目の認証評価セッションには、本協会の志賀啓一理事・短期大学認証評価委員会委員長がコメンテーターとして登壇しました。

## 事業報告の附属明細書

令和7年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していません。